

広告

これが 「証明書コンビニ交付サービス」 です!

「証明書コンビニ交付サービス」は、マイナンバーカードを利用して全国の主要コンビニエンスストアの店頭で設置しているマルチコピー機(キオスク端末)から、住民票の写しや印鑑登録証明書などを取得できるサービスです。

利用方法 マイナンバーカードをマルチコピー機にセットし、画面の説明に従ってタッチパネルを操作します。このときマイナンバーカードの交付時に設定した「利用者証明用電子証明書」の暗証番号(数字4桁)の入力が必要となります。

取得できる証明書

住民票の写し、納税証明書
印鑑登録証明書(印鑑登録をされている方に限ります)
戸籍全部事項証明書(謄本)、戸籍個人事項証明書(抄本)
戸籍の附票の写し
所得課税証明書(賦課期日1月1日に石狩市に住民票のある方)

利用時間 6時30分～23時(年末年始およびメンテナンスによる停止日を除く)

取扱店舗 セブン-イレブン、ローソン、サークルK、サンクス、ファミリーマート、セイコーマートなど

●パブリックコメントを実施します

「証明書コンビニ交付サービス」の開始並びに自動交付機の運用終了に伴い、「石狩市印鑑登録及び証明に関する条例」の改正が必要となることから、改正点についてのパブリックコメントを実施します(7ページ参照)。

●8月からマイナンバーカードの受け取りのため市役所本庁舎では毎月第2・第4木曜、交付窓口を19時まで延長(11月まで)

祝日の場合は翌開庁日に実施します。マイナンバーカードの受け取りには、あらかじめ郵送かインターネットによる申請が必要です。また、市から交付通知書(はがき)が届くまではカードを受け取ることができませんのでご注意ください。

なお、これまで月2回20時まで実施していた印鑑登録事務の窓口延長は、8月をもって終了します。

問合せ 市民課 ☎72・3165



市民課
さつらいしろうき
薩来 翔希

「証明書コンビニ交付サービス」が 平成29年2月から始まります。



▲マイナンバーカード(個人番号カード)

利 便性の高い市民サービスとして、市ではマイナンバーカード(個人番号カード)を活用した「証明書コンビニ交付サービス」を平成29年2月から開始する予定です。

マイナンバーカードを持参し、ご本人がマルチコピー機を操作して、申請から発行まで行います。そのため、証明書の内容を店員や他人に見られることはありません。また、専用回線を使って通信内容を暗号化し、個人情報の漏えいを防ぐほか、マルチコピー機内で証明書データは保持しません。

ほかにも画面表示や音声案内によって、マイナンバーカードや証明書の取り忘れを防止し、証明書は偽造・改ざん防止処理を施して印刷します。

こ のサービス開始に伴い、市役所本庁舎と市内3カ所のコミュニティセンターに設置している自動交付機の運用を終了する予定です。

なお、「印鑑登録証兼いしかり市民カード」は、自動交付機の運用終了後も「印鑑登録証」として窓口で証明書を請求する際に必要となりますので、これまでどおり大切に保管してください(印鑑登録証を兼ねない「いしかり市民カード」は自動交付機の運用が終了すると使用できません)。このサービスをご利用になる場合は、マイナンバーカードの申請・取得をお願いします!